

手続きをお忘れなく!!

■問い合わせ 福祉課障害・給付係(内線154・155)

子ども手当の「現況届」と「認定請求」などのご案内

「現況届」について

子ども手当を受給されている方は、6月に「現況届」の提出が必要です。受給者の皆さんには「現況届」のご案内を6月上旬に送付しますので、受け付け日程(右表)の通り、同月中に手続きを行ってください。

手続きをされないと、受給資格がある方でも6月分以降の手当が受けられなくなります。

なお、新たに子ども手当を受給される方で、4・5月中に認定請求の手続きをされた方などは、現況届の提出は不要です。

開催日	会 場	時 間
6月15日(火) 6月16日(水)	ウエルフェア土岐 (3階大会議室)	9:30~12:00 13:00~16:00
6月17日(木)	駄知公民館 (1階会議室)	9:30~12:00 13:00~16:00
6月18日(金)	肥田公民館 (1階会議室)	9:30~12:00 13:00~16:00
6月22日(火) 6月23日(水) 6月24日(木)	市文化プラザ (ルナホール) ※23日(水)・24日(木)のみ	9:30~12:00 13:00~16:30 ※17:00~19:00
6月25日(金)	鶴里公民館 (1階図書室) 曾木公民館 (1階図書室)	9:30~12:00 13:30~16:00

※どの会場でも手続きができます。ご都合の良い日時・会場にお越しください。

★「認定請求」の手続きはお済みですか?

現在、子ども手当を受給されていない方が手当を受けるためには「認定請求」の手続きが必要です。転入や出生の際に手続きを忘れた方や、児童手当を所得制限などで受給できなかった方も、子ども手当は所得制限がありませんので、今年4月1日現在に、監護(実

際に養育していること)など、子ども手当の支給要件に該当する方は、9月30日までに申請を行えば、4月分から子ども手当を受給することができます。

ただし、10月1日以降の申請は、請求した日の翌月分からの支給になりますので、ご注意ください。

ご存じですか? 人権擁護委員制度

全国人権擁護委員連合会では6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めます。市内では、土岐市長から推薦され法務大臣の委嘱を受けた次の人権擁護委員が、皆さんの相談に応じます。



- ・伊藤嘉子さん(土岐津町)
- ・土本晋平さん(下石町)
- ・石川憲美さん(妻木町)
- ・林 泰代さん(鶴里町)
- ・田中恭子さん(曾木町)
- ・古澤明彦さん(駄知町)
- ・神戸信之さん(肥田町)
- ・亀谷節子さん(泉町)
- ・大野健一さん(泉町)

●市役所での人権相談

- ◆日時 毎月第2木曜日、午後1時30分～3時30分
- ◆場所 市役所1階会議室(税務課隣)

※相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

●「人権擁護委員の日」特設相談所を開設します

- ◆日時 6月1日(火)午前10時～午後3時
- ◆場所 文化プラザ展示室
- 常設人権相談所のご案内
- ◆日時 毎週月～金曜日、午前9時～午後4時(祝日を除く)
- ◆場所 岐阜地方事務局多治見支局2階相談室

●新しい人権擁護委員の紹介

人権擁護委員を15年にわたり勤めた土本美枝子さん(土岐津町)が退任し、後任に、伊藤嘉子さん(土岐津町)が委嘱されました。任期は平成22年4月1日から3年間です。



▲委嘱状の伝達を受ける伊藤さん(右)

■問い合わせ 秘書広報課広報広聴係(内線186)